創遊村229スキーランドにおける無人航空機の飛行について

当スキー場では、ご来場の皆様の安全確保・プライバシー保護の観点から、無人航空機 (ドローン・ラジコン機等)の飛行・運用をしようとする場合、必ず事前に「許可・承認 申請書」を提出のうえ、許可・承認された後に以下の注意事項を遵守し安全面に配慮して 運用していただくようお願いいたします。

【申請から運用までの流れ】

- ①事前に、国土交通省航空局発出の「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」の内容を確認し、無人航空機の機体の登録を済ませること。
- ②安全統括管理者(スキー場長)へ「許可・承認申請書」提出。 ※<u>飛行日の7日前まで</u>
- ③申請者へ「許可・承認書」を通知。

【注 意 事 項】

- 1. 国土交通省ホームページに掲載の「無人航空機の飛行ルール」、航空法及び関係法令、 無人航空機の機体の登録を遵守し運用してください。
- 2. 土地所有者である町及びスキー場安全統括管理者 (スキー場長) 並びに運営委託団体 スタッフの指示に従い運用してください。
- 3. 運用許可を受けた場合は、申請書の写し及び許可書を携帯し、許可済みの申請者であることを周囲に明示・周知し、周囲の皆様に危険や迷惑がかからないよう十分配慮して飛行してください。
- 4. イベント中の飛行は、主催者及び主催者の委託を受けた者が参加者の同意を得て行う以外は飛行させないでください。
- 5. 無人航空機の運用に関し、機器の故障や急な天候の変化など不測の事態により、<u>人の</u> 身体や財産に損害を与える事故・トラブル等の賠償責任について、スキー場は一切の責 任を負いません。全ての賠償責任は操縦者及び無人航空機の運用管理者に帰属します。
- 6. 無人航空機に関する事故又は重大インシデントが発生した場合、当該無人航空機を飛行させた者がただちに飛行を中止し、負傷者を救護すると共に、速やかに国土交通大臣に報告してください。
- 7. 撮影資料について、資料提供依頼があった場合はご協力願います。